

（参考）

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約に関する交換公文）

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の  
条約に関する交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約（以下「条約」という。）及び同じく本日署名され、条約の不可分の一部を成す議定書に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

- 1 両締約国は、条約の規定の適切な適用その他の必要な措置を通じた二重課税の回避について協力することが了解される。
- 2 条約第九条（関連企業）の規定に関し、両締約国は、移転価格課税及び事前価格取決めについての国際的なコンセンサスを反映している経済協力開発機構の多国籍企業及び税務行政のための移転価格ガイドライン（以下「O E C D 移転価格ガイドライン」という。）に従つて、企業の移転価格の調査を行い、及び

事前価格取決めの申請を審査することが了解される。各締約国における移転価格課税に係る規則（移転価格の算定方法を含む。）は、O E C D 移転価格ガイドラインと整合的である限りにおいて、条約に基づく移転価格課税事案の解決に適用することができる。

3 条約第十条3（配当）及び第二十三条3(a)（特典の制限）の規定に関し、配当の支払を受ける者が特定される日は、次の(a)又は(b)に掲げる日とすることが了解される。

- (a) 日本国については、利得の分配に係る会計期間の終了の日
- (b) オーストラリアについては、配当に関する宣言が行われる日

本大臣は、前記の了解がオーストラリア政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が条約の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千八年一月三十一日に東京で

日本国外務大臣 高村正彦

オーストラリア

外務大臣 ステイブン・スマス閣下

(オーストラリア側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡を受領したこと  
を確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、オーストラリア政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡  
が両政府間の合意を構成し、その合意が条約の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを確認する光榮  
を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千八年一月三十一日に東京で

日本国外務大臣 高村正彦閣下

オーストラリア外務大臣

ステイブン・スマス